

議案第151号

京丹後市峰山途中ヶ丘公園及び京丹後市峰山総合公園の指定管理者の指定について

次のとおり、京丹後市峰山途中ヶ丘公園及び京丹後市峰山総合公園の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出

京丹後市長 中 山 泰

公の施設名	公の施設所在地	指定管理者	指定の期間
・京丹後市峰山途中ヶ丘公園	京丹後市峰山町長岡876番地	京丹後市峰山町長岡876番地	令和8年4月1日から
・京丹後市峰山総合公園	京丹後市峰山町荒山248番地	公益財団法人京丹後市公園緑化事業団	令和13年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、京丹後市峰山途中ヶ丘公園及び京丹後市峰山総合公園の管理業務を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものである。

採点集計表【京丹後市峰山途中ヶ丘公園及び京丹後市峰山総合公園】

議案第151号 参考資料

選定基準	個別配点	×3人	審査項目	配点 (満点)	公益財団法人京丹後市公園緑化事業団		失格点
					得点	得点率	
公の施設の運営において市民の平等利用が確保されること。	10	30	管理運営の基本的な考え方の適合性	30	30	100%	9未満
施設の効用を最大限に発揮させることである。	40	120	運営の基準、サービス提供内容への取組み	30	22	100	83% 36未満
			施設設備の維持及び運営管理の水準	51	44		
			事故・事件の防止措置、緊急時の対応	15	14		
			利用者等の要望の把握	6	6		
			現施設又は同種の施設管理運営実績等	18	14		
施設の効率的な運用が図られるものである。	30	90	収支計画の妥当性	30	24	66	73% 27未満
			収支改善策	15	12		
			指定管理料の多寡	45	30		
施設の管理を安定して行うとともに、施設の設置目的を達成するため必要な物的および人的能力を有していること。	20	60	経営理念の健全性	3	3	54	90% 18未満
			団体の財政基盤、経営基盤の健全性	24	18		
			運営組織及び従業員の配置等の妥当性	12	12		
			団体による本事業への支援体制	3	3		
			事務・会計処理の能力	6	6		
			従業員研修・教育の妥当性	6	6		
			雇用効果	6	6		
計【配点100×3人=300】				300	250	83%	180未満

※施設所管部署(管理職3人)で採点を実施。

※総得点の60%未満である場合、又は、選定基準ごとの得点率で30%未満が複数ある場合、失格。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 7 年 9 月 定例会

議案の件名 議案第151号 京丹後市峰山途中ヶ丘公園及び京丹後市峰山総合公園の指定管理者の指定について	政策等の区分 計画・事業・条例 その他()																		
«政策等の概要» 京丹後市峰山途中ヶ丘公園及び京丹後市峰山総合公園は、平成18年4月から指定管理者制度による管理を行っているところである。現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了することから、令和8年4月以降の指定管理者を新たに指定するものであり、指定の期間は令和8年4月1日から5年間とする。 地方自治法第244条の2第3項の規定により公益財団法人京丹後市公園緑化事業団を指定管理者に指定するため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	«市民参加の状況» 有・無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)																		
«政策等の必要性» 京丹後市峰山途中ヶ丘公園及び京丹後市峰山総合公園の管理・運営については、平成18年度以降は市と現指定管理者の公益財団法人京丹後市公園緑化事業団とで行ってきており、指定管理者として大きな問題もなく、健全な管理・運営を行ってきた。 そうした状況を踏まえ、令和8年度以降も引き続き公益財団法人京丹後市公園緑化事業団が指定管理者として管理することが、合理的かつ効率的である。	«財源措置の状況» (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位:千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R8~R12年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>246,900</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>246,900</td> </tr> </tbody> </table>	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源	R8~R12年度						246,900					246,900
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源														
R8~R12年度																			
246,900					246,900														
«提案に至るまでの経緯» R7.5.12 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会 R7.7.24 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会 指定管理者の候補者として公益財団法人京丹後市公園緑化事業団を選定	«総合計画等の整合» まちづくり27の施策 9 快適な都市空間の形成																		
«政策等の実施時期» 指定管理者として指定する期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。	○その他の計画(該当する場合のみ) <table border="1"> <tr> <td>計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当部局</td> <td>担当課</td> <td>添付資料(有の場合は、その名称)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>生涯学習課</td> <td>有・無</td> </tr> </table>	計画名称		策定年度		計画期間		担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)	教育委員会事務局	生涯学習課	有・無						
計画名称																			
策定年度																			
計画期間																			
担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)																	
教育委員会事務局	生涯学習課	有・無																	